

各私立学校設置者
各私立専修学校設置者
各私立各種学校設置者 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

学校法人会計基準の資金収支計算書等に係る処理標準（記載科目）
の改正について（通知）

このことについて、平成25年文部科学省令第15号により、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「基準」という。）の一部が改正されたことに伴い、岩手県知事が所轄する学校法人の資金収支計算書等に係る処理基準（記載科目）について、別紙のとおり改正しましたので通知します。

なお、改正後の基準及び本通知は、平成28年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用して下さい。

記

1 記載科目について

(1) 大科目について

大科目は、学校法人会計基準に定めた科目以外の使用ができないことから、必ず処理基準に示す科目を使用すること。

(2) 小科目について

小科目は、原則として処理基準（記載科目）に示す科目を使用するものとするが、必要に応じて、各学校法人等において適切な科目を設定の上、処理できること。

2 計算書類について

計算書類は、改正後の基準に定める様式により、各様式に示された注記等に従って作成すること。

なお、知事所轄学校法人は、改正後の基準に定める活動区分資金収支計算書の作成を省略することができること。

担 当：私学振興担当 佐々木
電 話：019－629－5042
ファクシミリ：019－629－5049
E-mail：AH0007@pref.iwate.jp